

ご存知ですか？

## 宗像市子ども基本条例

平成24年4月1日施行

子ども基本条例は次の3つの柱で組み立てられています。

### 子どもの権利

子どもは、一人ひとりが権利の主体です。  
あらゆる差別や暴力から守られ、豊かな愛情のもとで、  
生き、育ち、参加する権利があります。

### 大人の責務

大人は、子どもの最善の利益を保障しなければなりません。  
そのためには、子どもの気持ちをしっかりと受け止め、  
一緒に考えたり、体験させたり、教え導いていくことが大切です。

### 子どもにやさしいまち

子どもが自らの可能性を伸ばし、自分の将来に夢を持てるまちは、  
すべての人にやさしく、希望に満ちたまちになります。

## 子どもに接するときは、「子どもの最善の利益」を第一に考えましょう

子どもの最善の利益、すなわち、子どもにとって最も良いことは何かを考えることは、  
大人が子どもに接する上で、とても大切なことです。

子どもには、大人と同じ様に思いや考えなどを、表明する権利があります。  
大人は、大人の考えを子どもに押し付けてはならず、子どもの目線に立って子どもの  
意見を受け止めましょう。

しかし、子どもの言うことをすべて受け入れなければならないということではありません。  
子どもにとって最も良いことは何かを考えて、子どもの意見が正しいときは受け入れ、  
間違っていると思ったときは、正しく指導し、子どもを教え導くことが大切です。

### 子どもの権利を守るための保護者の役割

- 愛情をもって、子どもの成長・発達に応じた養育をしましょう
- 子どもの年齢に応じた心身の発達に関する知識や養育について習得するように努めましょう
- 子どもが基本的な生活習慣や社会性を身につけるよう努めましょう
- 虐待などの子どもの権利を侵害することをしてはいけません
- 子どもの発達に有害なものから子どもを保護しましょう
- 子どもの個性に応じ、教育を受けさせるとともに、文化、芸術やスポーツに接する機会をつくるよう努めましょう

〔宗像市幼児教育指針〕

## 宗像市幼児教育振興プログラム

(第3期：平成29年度～平成33年度)



## ～ 宗像っ子の「生きる力」を育むために ～

子どもの健やかな成長を期待して、家庭や地域を含む、0歳から小学校就学前の幼児  
教育に関わる保育所・幼稚園・認定こども園等すべての機関を対象とした総合的な幼児  
教育の指針として「宗像市幼児教育振興プログラム」を策定しています。

### 育てたい 幼児像

## 「自分・ひと・環境とのかかわりを 大切にする子ども」

### 共通目標

- 自分を大切にし、友だちを大切にする心を育てる
- 話を聞く力・言葉で伝える力・人やものとかかわる力を育てる
- 基本的な生活習慣を身に付け、丈夫な体を育てる

平成29年4月  
宗像市・宗像市教育委員会